

用語解説

- 1 全連続式ごみ焼却施設
24時間連続して焼却処理ができるごみ焼却施設。連続式（連続燃焼式）焼却施設では、ごみの送込、燃焼、搬出などを連続的に処理でき、操作はほとんど自動化されている。大量のごみを処理でき、ほぼ完全燃焼できる利点がある。
- 2 廃棄物処理施設整備計画
廃棄物処理法第5条の3に基づく計画。計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定めるもの。現時点の計画は、2018年度から2022年度を計画期間とする。
- 3 廃棄物エネルギー
廃棄物を燃やす際に発生する高温排熱を利用した廃棄物発電等により得られるエネルギー
- 4 鳥取県西部のごみ処理のあり方検討会
鳥取県西部のごみ処理全般についてのあり方を検討し、今後の施設整備方針について協議を行い、協議結果を正副管理者会議に報告することを目的に、平成30年4月に設置された会議の名称
- 5 不燃物残渣
不燃ごみ処理施設から排出される、不燃ごみ・不燃性粗大ごみ・資源ごみの選別処理後の残渣物。本基本構想において、不燃物残渣は、カレット残渣（ガラス等の残渣）、砂残渣（20mm以下のプラスチック、金属等の残渣）、硬質プラスチック残渣（20mm以上のプラスチック残渣）の区分に分けている。
- 6 主灰・飛灰
可燃ごみ処理施設で焼却処理を行う際に、焼却炉の底などから回収される灰を主灰といい、排ガス中に浮遊し集塵機などで捕集された灰を飛灰という。
- 7 人口ビジョン
市町村ごとに、人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向性や展望を踏まえて予測した、将来人口の推計値をいう。
- 8 トレンド法
個々のデータの分布によらない、時間的な変化を重視して、データの傾向を分析する手法をいう。この手法として「最小二乗法」や「対数回帰法」などが使われている。
- 9 循環型社会形成推進基本計画
循環型社会形成推進基本法第15条に基づく計画。循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定める。平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定した。
- 10 循環型社会形成推進交付金事業
市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施

設の整備を行う際の国の支援制度の対象となる事業

11 SDGs

2015年9月に国連で開かれたサミットの中で決められた国際社会共通の目標のことをいい、2015年から2030年までの長期的な開発の指針として、「持続可能な開発目標（17の目標）」が定められた。SDGs（エスディーゼズ）：Sustainable Development Goals

12 パリ協定

2016年11月に発効された2020年度以降の気候変動の問題に関する国際的な枠組みをいい、地球温暖化対策のため、温室効果ガスの削減に関する長期の開発戦略の策定が求められている。

13 海洋プラスチック問題

不適切な廃棄物処理等により、世界の海洋汚染も深刻化しており、この原因の一つである海洋プラスチックごみ（漁具、食品・飲料の容器及び包装等）の海洋流出が大きな社会問題となっている。

14 RPF燃料

材料としてのリサイクルに適さない古紙及び廃プラスチック類を主原料とした高品位の固形燃料のこと。ボイラー燃料等に使用する。RPF：Refuse derived paper and plastics densified Fuel

15 廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

わが国の廃棄物処理における基本的な方針を定めている。平成13年5月に告示された基本方針は、今次の廃棄物処理における諸課題の解決を図り、循環型社会への転換を図るため、平成28年1月に改定版が告示された。

16 鳥取県廃棄物処理計画

廃棄物処理法に基づき、鳥取県の資源循環や廃棄物の処理の現状と課題を踏まえ、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築に向け、今後の鳥取県における廃棄物処理等に関する基本的な事項について定めたもの。SDGsの取組の具体化の一つとしている。

17 し渣

し尿処理施設や公共下水道処理施設などにおいて、流入汚水中のごみ（主に紙、髪、繊維類、食料残渣）、木片等を処理場等のスクリーンで除去したもの

18 RDF発電事業

RDFは可燃性の一般廃棄物を主原料とする固形燃料であり、これを焼却する際に発生する熱エネルギーを基に発電に変換する事業をいう。RDF：Refuse Derived Fuel

19 PFI事業方式

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・回収・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うものである。PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）：Private Finance Initiative

鳥取県西部広域行政管理組合
一般廃棄物処理施設整備基本構想

令和3年8月発行

発行 鳥取県西部広域行政管理組合

(鳥取県西部のごみ処理のあり方検討会)

編集 鳥取県西部広域行政管理組合ごみ処理施設整備課

〒689-3403 鳥取県米子市淀江町西原 1129 番地 1

TEL 0859-21-1362 FAX 0859-56-3203